

町田市立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年(2 0 2 3 年) 2 月 2 1 日

提出者 町田市長職務代理者
町田市副市長 榎 本 悦 次

町田市立公園条例の一部を改正する条例

町田市立公園条例（昭和45年12月町田市条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(行為の制限)</p> <p>第3条 <u>市立公園</u>において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長<u>(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。))</u>が管理する市立公園においては、<u>指定管理者。次項及び第3項において同じ。</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) <u>募金、署名運動その他これらに類する行為</u>をすること。</p> <p><u>(2) 物品販売その他の営業行為</u>をすること。</p> <p><u>(3) 業として、写真、映画等を撮影すること又は録音</u>をすること。</p> <p><u>(4) 興行</u>をすること。</p> <p><u>(5) 競技会、展示会、集会その他これらに類する催し</u>のために、<u>市立公園の全部又は一部</u>を独占して利用すること。</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、前2項の許可をするに当たっては、<u>市立公園の管理上必要な範囲内で条件を付す</u>ことができる。</p> <p>4 <u>第1項又は第2項の許可(市長が管理する市立公園に係るものに限る。)</u>を受けた者は、<u>当該許可を受けた日から1月以内に、別表第1に定める額の使用料を納入通知書により納付</u>しなければならない。</p> <p>5 市長は、必要があると認めるときは、<u>使用料を減額し、又は免除</u>することができる。</p> <p>(有料公園施設)</p> <p>第7条 有料公園施設は、<u>別表第2</u>に定めるとおりとする。</p>	<p>(行為の制限)</p> <p>第3条 <u>都市公園</u>において、<u>次の各号</u>に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) <u>行商、募金その他これに類する行為</u>をするとき。</p> <p><u>(2) 業として、写真または映画</u>を撮影すること。</p> <p><u>(3) 興業</u>を行なうこと。</p> <p><u>(4) 競技会、展示会、集会その他これに類する催し</u>のために、<u>都市公園の全部または、一部</u>を独占して利用すること。</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、前2項の許可に<u>都市公園の管理上</u>必要な範囲内で条件を付し、<u>または制限</u>をすることができる。</p> <p>(有料公園施設)</p> <p>第7条 有料公園施設は、<u>別表第1</u>に定めるとおりとする。</p>

2 有料公園施設の利用時間等は、別表第3に定めるとおりとする。

3 有料公園施設の休館日又は休場日は、別表第4に定めるとおりとする。

4 略

(修景施設の入園料)

第8条 有料公園施設のうち修景施設を利用する者は、別表第5に定める入園料を納付しなければならない。

2・3 略

(駐車料金)

第8条の2 略

2 駐車料金は、別表第5に掲げる額の範囲内において、規則で定める額とする。

3 前項の規定にかかわらず、公園内の行事等により駐車場の混雑が予想される日であらかじめ市長が指定する日においては、当該駐車場の駐車料金（大型自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する大型自動車をいう。第17条の2及び別表第5において同じ。）に係るものを除く。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を上限として、規則で定める額とすることができる。

(1)～(3) 略

4 前2項の規定にかかわらず、駐車場が設置されている公園を指定管理者が管理するときは、駐車料金は、別表第5に掲げる額又は前項に規定する額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

5・6 略

(指定管理者が行う業務)

第10条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 略

2 有料公園施設の利用時間等は、別表第2に定めるとおりとする。

3 有料公園施設の休館日又は休場日は、別表第3に定めるとおりとする。

4 略

(修景施設の入園料)

第8条 有料公園施設のうち修景施設を利用する者は、別表第4に定める入園料を納付しなければならない。

2・3 略

(駐車料金)

第8条の2 略

2 駐車料金は、別表第4に掲げる額の範囲内において、規則で定める額とする。

3 前項の規定にかかわらず、公園内の行事等により駐車場の混雑が予想される日であらかじめ市長が指定する日においては、当該駐車場の駐車料金（大型自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する大型自動車をいう。第17条の2及び別表第4において同じ。）に係るものを除く。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を上限として、規則で定める額とすることができる。

(1)～(3) 略

4 前2項の規定にかかわらず、駐車場が設置されている公園を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理するときは、駐車料金は、別表第4に掲げる額又は前項に規定する額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

5・6 略

(指定管理者が行う業務)

第10条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 略

(2) 第3条第1項に規定する行為に係る許可に関すること。

(3) 略

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が指定する業務

(休館日等の変更)

第15条 第7条第3項及び第4項の規定にかかわらず、市長又は指定管理者は、必要があると認めるときは、有料公園施設のうち別表第3の3の表に掲げる運動施設及び別表第3の4の表に掲げる会議室等（以下「運動施設等」という。）並びに駐車場の休館日若しくは休場日（以下この条において「休館日等」という。）を変更し、又は臨時に休館日等を定めることができる。ただし、指定管理者が休館日等を変更し、又は臨時に休館日等を定めるときは、市長の承認を受けなければならない。

(利用料金)

第21条 指定管理者が管理する市立公園に係る第3条第1項若しくは第2項の許可を受けた者又は運動施設等及びその附属設備（以下「施設等」という。）を利用しようとする者は、その許可又は利用に係る料金（以下これを「利用料金」という。）を、指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第1及び別表第5に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3～5 略

(占用の許可の申請書の記載事項等)

第32条 略

2 法第6条第3項ただし書に規定する条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 占有物件の様態替えて、当該占有物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの

(2) 占有物件に対する物件の添加で、当該占有物件の占有者がその占有の目的に付随して行うもの

(2) 略

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が指定した業務

(休館日等の変更)

第15条 第7条第3項及び第4項の規定にかかわらず、市長又は指定管理者は、必要があると認めるときは、有料公園施設のうち別表第2の3の表に掲げる運動施設及び別表第2の4の表に掲げる会議室等（以下「運動施設等」という。）並びに駐車場の休館日若しくは休場日（以下この条において「休館日等」という。）を変更し、又は臨時に休館日等を定めることができる。ただし、指定管理者が休館日等を変更し、又は臨時に休館日等を定めるときは、市長の承認を受けなければならない。

(利用料金)

第21条 利用者は、運動施設等及びその附属設備（以下「施設等」という。）を利用するときは、利用料金を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第4に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3～5 略

(占用の許可の申請書の記載事項)

第32条 略

第33条 削除

(占用料)

第34条 法第6条第1項に規定する占用の許可を受けた者は、別表第6に定める占用料を納付しなければならない。

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第37条 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 保管した工作物その他の物件又は施設(以下「工作物等」という。)の名称又は種類、形状及び数量

(2) ～ (4) 略

(公園の占用の許可)

第43条 略

2 前項の許可を受けようとする者は、占用の目的、占用の期間、占用の場所、物件の構造及び第32条第1項で定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3 略

(準用)

第45条 第4条から第6条まで及び第34条から第36条までの規定は、都市公園以外の公園について準用する。

付 則

(施行期日)

1 略

(施設等の管理の特例)

2 略

3 前項の場合において、市長は、別表第5の3の表から5の表までに定める額の範囲内において規則で定める額の使用料を利用者から徴収するものとする。

4 略

別表第1 (第3条関係)

(工作物等を設けない占用)

第33条 工作物その他の物件又は施設 (以下「工作物等」という。)を設けずして都市公園を占有しようとする者は、市長に申請し、その許可を受けなければならない。

(占用料)

第34条 法第6条第1項又は前条に規定する占用の許可を受けた者は、別表第5に定める占用料を納付しなければならない。

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第37条 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量

(2) ～ (4) 略

(公園の占用の許可)

第43条 略

2 前項の許可を受けようとする者は、占用の目的、占用の期間、占用の場所、物件の構造及び第32条で定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3 略

(準用)

第45条 第3条から第6条まで及び第33条から第36条までの規定は、都市公園以外の公園について準用する。

付 則

(施行期日)

1 略

(施設等の管理の特例)

2 略

3 前項の場合において、市長は、別表第4の3の表から5の表までに定める額の範囲内において規則で定める額の使用料を利用者から徴収するものとする。

4 略

行為の種類		単位	使用料の額
募金、署名運動その他これらに類する行為		1 平方メートル	12円
物品販売その他の営業行為		1日	
業として、写真、映画等を撮影すること又は録音をする	写真撮影又は録音	1時間	100円
等	映画、テレビ又はビデオの撮影	1時間	6,070円
興行をすること		1 平方メートル	12円
競技会、展示会、集会その他これらに類する催しのために、市立公園の全部又は一部を独占して利用すること		1日	

備考

- 1 使用料の額の計算基礎となる使用面積のうち1平方メートル未満の端数は、1平方メートルに切り上げるものとする。
- 2 1日未満又は1時間未満の端数は、それぞれ1日又は1時間に切り上げるものとする。

別表第2 (第7条関係)

略

別表第3 (第7条関係)

略

別表第4 (第7条関係)

略

別表第5 (第8条、第8条の2、第21条関係)

- 1 修景施設

別表第1 (第7条関係)

略

別表第2 (第7条関係)

略

別表第3 (第7条関係)

略

別表第4 (第8条、第8条の2、第21条関係)

- 1 修景施設

略

備考 別表第3に定める有料開園期間以外の期間の入園料は、無料とする。

2～5 略

別表第6 (第34条関係)

種別	単位	金額 (円)
略	略	略
資材の置場その他の都市公園の全部又は一部を占有するもの	1平方メートル、1日	6

備考

- 1 略
- 2 占有料の額の計算基礎となる占有面積のうち1平方メートル未満の端数は1平方メートルに、占有の長さのうち1メートル未満の端数は1メートルに、それぞれ切り上げるものとする。
- 3 占有料の額が、1日を単位として定められている場合においては、1日未満の端数は、1日に切り上げるものとする。

略

備考 別表第2に定める有料開園期間以外の期間の入園料は、無料とする。

2～5 略

別表第5 (第34条関係)

占有料

種別	単位	金額 (円)
略	略	略
写真撮影のための常時の占有	撮影機1台、1月	7,440
写真撮影のための臨時的な占有	写真撮影1時間 映画、テレビ又はビデオの撮影1時間	100 6,070
その他の占有	興行、競技会等1平方メートル、1日 その他の場合1平方メートル、1日	12 6

備考

- 1 略
- 2 占有料の額の計算基礎となる占有面積で1平方メートル未満のもの又は1平方メートル未満の端数は1平方メートルに、占有の長さで1メートル未満のもの又は1メートル未満の端数は1メートルに、それぞれ切り上げるものとする。
- 3 占有料の額が、1日又は1時間を単位として定められている場合においては、1日未満又は1時間未満の端数はそれぞれ1日又は1時間に切り上げた単位数を

乗じたものとする。

4 写真撮影を伴わない録音は、写真撮影の場合に準ずる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第32条の見出しの改正規定及び同条に1項を加える改正規定並びに第43条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第3条及び別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に行う改正後の第3条第1項各号に掲げる行為(次項において「制限行為」という。)について適用する。

(準備行為)

- 3 この条例の施行の日以後の制限行為に関し必要な手続その他の行為は、同日前においても、この条例による改正後の町田市立公園条例の規定の例により行うことができる。